

近畿地方整備局事業評価監視委員会（令和元年度 第3回）

議事録

日時：令和元年11月7日（木） 10：00～12：00

場所：大阪合同庁舎第1号館 第1別館（2階）大会議室

【委員長】 最初の再評価の審議に移ります。

■淀川高規格堤防整備事業（大宮東地区）

【委員長】 ご意見をいただきたいと思います。どなたからでも結構です。

【委員】 11ページで算出の流れが書かれていて、今回が130メートルということはわかったんですけども、いわゆるブロックの分母ですね、Lに相当するのが幾らでしょうかとということと、この地区以外にできているところもありますよね。なので、これができることで、実際にL分の ℓ といいますか、どれぐらいの整備向上になるんでしょうかということと、参考までに、淀川が実際にほかの河川に比べてどれぐらいのレベルにあるんですかということをお聞かせいただければありがたいと思います。

【事務局】 ℓ のほうは今回整備する130メートルとなるわけでございますけども、Lのほうは、洪水の規模300分の1になりますと、ハイウォーターという計画高水位を超えるエリアが生じます。1,000分の1であれば、ハイウォーターを超える長さが最大になり、規模によってハイウォーターを超える長さが違います。

【委員長】 今はどの数字を使われたんですか。

【委員】 最大幾らですか。

【事務局】 1,000分の1のときには、12キロがLの数値となります。

【委員】 それで、これ以外の地区が完成しているところがありますよね。だから、それを入れると、今回の地区ができると、 ℓ を足したものがどれぐらいになるんですかというのが次の質問なんですけど。

【委員長】 つまり、これはある一定の長さのものを整備して、それが一体的に効果を発揮するとき部分の効果をどう見積もるのかという話で、それが読んだ人にわかるように説明されているかどうかということのご質問です。

【委員】 というのは、事業評価は一件一件やると思うんですけど、実際どれだけできているかという整備水準というか、それは多分、一体として最後は機能しますよね。だから ℓ が、実際できているところもあるでしょうから、全体でこの区間で12キロのうちのだ

れぐらいができることになるんですかという話です。

【事務局】 今回のエリアでいきますと、12キロの淀川の堤防の延長のある中で0.6キロが完成するということになりますので、それを試算でもってここに代入しているということでございます。

【事務局】 これまででどれぐらいできたか。全体延長に対して今回どれだけで、これまで全体でどれぐらいできているか。

【事務局】 全体延長でいきますと、計画延長は22.8キロでございます、淀川での整備済み区間は1.5キロでございます。

【事務局】 今回の整備延長を足してか。

【事務局】 今回ののは足していません。既に整備済みが1.5キロですので、今回はプラス0.13というような形です。

【委員】 似たような視点から、結局、全体ができたときのことを想定して便益をいろいろな計算式で算出している、その合理性というものがなかなか理解できない。この小さなスライドに入れることは難しいと思うが、計算式の出し方とか、事業完了までの見込みのデータがあわせて見られるような形のオープンデータ化をお願いしたいと思います。

【事務局】 そこは極力努めるように行いたいと思います。ただ、これはまちづくりと一体となって行うというところでございまして、私ども単独でできない事業ということがちょっとネックでございまして、今回の事業箇所については令和6年までで共同事業者と行いますけれども、ほかの残りの箇所というのが、今まだいろいろ当たっているといいますか、相手方に対して交渉を持ちかけているというような状況でございます。

【委員】 これ自身、これを見直したときに僕もいいなと思って、様子はわかっているんですが、結構大変ですよ。だから、その中でやられた計算だから、全体ができたことを前提にしてやらなければいけないのですが、ただ、そこで2点だけちょっと確認しておきたいんですが。

まず1つ目は、14ページです。これ、1,000分の1でも全く水が漏れないというんですかね。これの1つ目、「予定している事業の実施により被害は解消」って、普通の堤防の話と同じように書いておられるけど、これでほんとうにそうになっているんでしょうかというのを確認ですね。

次は、15ページ。ここでは学校の校舎を移転されるので、特に後ろ側のところ、これはこの間のときにも申し上げましたけども、校舎を後ろ側に持っていくことによって、ほ

んとうはスーパー堤防の区間をもう少し広くとりたいところなんだけれど、学校の整備の移転に関する補助制度とかそういうものの関係で、区間を狭めて早く実施されるとお伺いしましたが、そういった部分に関しては、ほんとうなら今このチャンスに調整しないと、ちゃんとした幅の整備はできないだろうと思われるんですよね。そのあたりについて、今後どういうお考えかというのも教えてもらえたらと思います。その2点です。

【事務局】 浸水は、1,000分の1ですと、やはり堤防の上を越えてまいります。それは破堤というような状態ではないということで、越えた水をしっかりと背後地のほうで処理していけば、浸水面積であるとか、電力を停止するようなところまではいかないであろうというふうに考えているところでございます。

ですので、破堤しますと3メートルから超えてしまいますので、電力のいろんな機器が完全につかってしまうということはあるかもしれませんが、そこまでは浸水はしないと考えているというものでございます。

2つ目でございますけれども、私どももしっかりとその辺は認識しておりまして、今回、できる限りの協議をいろいろ行っておったんですけれども、今は暫定という形になりますけど、一旦この形というふうな落ちどころといいますか、状況となっております。

今後も引き続き盛土ができるようであれば、土はどんどん発生していますので、いろんな工事で発生しますので、それをうまく持ち込めるような協議は続けていきたいと考えております。

【事務局】 委員からご指摘のあった全体スケジュールの話ですが、これは先ほどご説明したとおり、民間事業者等とのタイアップの部分があるので、我々として理想としてこうだなと思うところがあっても、相手さんの都合を我々がばんばんばんばんオープンにしてしまうということがなかなかしがたいということもご理解をいただければと思いますが、そうはいいながら、我々としても若干、グラフにするような形になるかもしれませんが、もうちょっとわかるような形で示せるものは考えてまいりたいと思います。

それから、もう一点ご指摘いただいた点は、11ページの右上の図を見ていただくと、通常の緑の範囲、計画高水位相当までは通常の堤防で守るので、そこは通常堤防の中で便益を見させていただいて、それを越える部分の破堤を回避するという、赤い部分がスーパー堤防のメリットということになるんですが、赤いところ全部ではなくて、越水破堤すると、白抜きになっている部分が後半出てくると思いますが、ある意味、越水による被害はあるということは前提にしているので、ご指摘のとおり、全く被害がないかのように

誤解を受けるような表現は直したほうがいいかなと思います。

この図を見ると赤の部分がすごく巨大に見えるので、ものすごく便益が積んでいるんじゃないかというふうに思われますが、年平均の被害軽減期待額ということになっているので、1,000分の1であれば1,000分の1に縮小している、500分の1のところであれば500分の1に縮小している、これは割り算をする前の、ものすごくでかく見えますが、そういう計算をしているということです。

それから、暫定的なやり方でよいのかと。もちろん、全部フルスペックでできると一番よいということを目指してはおりますが、百点か零点かということで、百点取れないんだったらやらないというのも安全に向かっていく上でどうかなというところもあるので、できるところからやっているというのが実態でございます。

【委員】 すいません。ちょっと誤解があったかもしれないが、私の指摘のポイントは、完成年度がわからないのにもかかわらず、どうやって130メートルの価値を出しているのかという、便益の計算を透明化してほしいという趣旨でございます。

【事務局】 承知いたしました。

【委員長】 もう1つつけ加えますと、こういった部分部分を積み重ねていって全体を整備するそういう事業について、先ほど申し上げたように、部分の評価というのはなかなか難しいんですね。ですから、この事業に限りませんが、完成年度とか時間なんかは除いて、複数の事業区間を積み重ねていくと全体としてこういう便益、費用の算定になるんですよといった、例えば概念図のようなものでも出していただければ、わかりやすいのではないかなと思います。

以前、去年でしたか、何か似たようなものを道路で出していただいた。あれは非常にわかりやすい図だったと思います。つまり、これだけ見ると、例えば事業の順番によって全体の便益が変わってしまわないかとか思ってしまいますので、そういうのがあるとよいのではないかと思います。

それから、先ほどの14ページのほうですが、14ページの上のほうに黄色く塗った箱がありますよね。その2番目ですが、これ、「超過洪水が起こったことにより」とするよりも、「破堤により」としておいたほうがクリアなんじゃないでしょうか。

いかがでしょうか、委員の皆さんは。よろしいでしょうか。

【委員】 4ページの写真を見せてもらうと、これ、隣というか、下流側にもう既にビルが建っておって、ここはなかなか多分できないだろうなど。要は虫食い状態でこういう整

備がされていったときに、全体を整えば非常に効果があるんでしょうけど、虫食い状態のときに、そこが弱るとか、そういうような要素はないんでしょうか。つまり、周りを整備していくと、そこへ皆、力が押し寄せるといようなことはないんですか。

【事務局】 4ページの上の写真の赤い枠の上側のマンションのことをご指摘いただいていると思いますけれども、ここは既に整備しておるところでございます。

【事務局】 例えばこの場所になるんだけど、ここに限らず、虫食いでやったときに、虫の食われている部分というか、足りないところが弱点にならないかというご質問で、一般論としてお答えいただければ。

【事務局】 虫食い部分についてはハイウオーターを安全に流下させるために整備しているものであり、そこが弱ると言う事ではありません。ただし、ハイウオーターを超えてしまいますと決壊する可能性はあります。ですので、しっかりと今こういった事業をこの区間でやっているからという説明で、住民のほうにも理解いただいて、何か建てかえるような土地区画整理でやるとか、そういった計画とあわせてしっかりと進めていこうという形で進めております。

【委員長】 よろしいでしょうか。どうぞ。

【委員】 資料について伺いたいのですが、5ページの浸水想定区域図最大浸水深という図があるんですが、これを拝見すると、あるエリアから南側はグレーになっているんですけども、例えば4ページの標高等を拝見すると、必ずしもここで線引きできないというか、想定する最大浸水深というものがここで線引きされるわけではないように思うんですけども、ここは何かあるエリアで区切っておられるのか。ちょっとこの図の見方を補足いただければと思うんです。5ページの上のほうの図です。

【事務局】 こちらは最大のところをとっています。いろんなところで堤防が切れる可能性がありまして、それを、この地点ならどのケースであれば一番深くなるかという、深いところを全部足し合わせた図がこちらの図となっております。

あと、川を越える可能性もあるんじゃないかというようにご指摘でございますけれども、現在は便宜的に川で一応区切る。川に水が落ちれば、それが下流側に流れていくであろうということで区切らせていただいております。実際の現象としましては、昨年度、倉敷の真備町のほうでありましたけれども、川を越えて隣のブロックのほうに洪水が流れ込むというのはありますけれども、今回の場合は川で区切ったような図を使用させていただいているというものでございます。

【委員】 わかりました。だから、概念的なもので、実際にはおっしゃったように、ここで区切れるものではないんじゃないかというのは、標高というか、4ページの左側の図を見ていると、ずっとゼロメートル地帯というか、かなり低いところをずっと含んでいるので、どこまでをあらわすかというのは難しいと思うんですが、公開するときには、そういう誤解がないようお願いしたい。ここで絶対守れるというか、1,000分の1の確率で破堤するというのはよっぽどのすごいことだと思うんですが、そうなったときにここでおおよそ大丈夫だみたいな印象が与えられると困る、ちょっと誤解が生じるということもあってお聞きしたところでございます。

【事務局】 わかりました。ご指摘を踏まえて、公表する際にはしっかりと考えたいと思います。ありがとうございます。

【委員長】 端的に言うと、ここに川が流れているので、標高はその南側も低いけれども、その川で水は海へ行ってしまうということだろうと思いますが、私もそこ1つ質問ですが、淀川が破堤するぐらいの雨が降ったら、それ以上南に行かないと考えた川も目いっぱい流れているのかなと思います。それは独立して考えたらいいんですか。それとも連動して考えておられるんですか。

【事務局】 今回は、この浸水想定区域を出すときには、淀川の水位がここまで来て破堤した場合にというものでございまして、その際の雨のエリアがこうだからこっちの川もこうなっているというものまでは、ほかの川を全部網羅しているわけではないというところでございます。

【委員長】 この南側のボーダーになっている川は、ちゃんと水を海に運んでいってくれと、こういう仮定で出されたということですね。

【事務局】 川ごとに想定最大の浸水想定区域図をつくったりするんですけれども、それを合わせる図もあるんですが、おっしゃられたように、そのときにほかの川も1,000分の1降った場合にとかというようなところまでは、ここの図には反映できていないというものでございます。ちょっと誤解があるかもしれませんが、その辺はしっかりと注意事項として書かせていただくとかの対応が考えられます。

【委員長】 そうですね。それが大事だろうと思います。ありがとうございます。まだまだありそうですが、よろしいでしょうか。

それでは、時間も超過しておりますので、淀川高規格堤防整備事業（大宮東地区）の審議結果ですが、当委員会にて資料、説明の範囲において、おおむね適切であり、対応方針

(原案) のとおり、事業継続することが妥当と判断されるといたします。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【委員長】 ありがとうございます。

■淀川総合水系環境整備事業

【委員長】 それでは、ご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

【委員】 自然再生のほうは、近畿では大変地味だけれども、着実な取り組みが進められていると評価している。6 ページのところで、整備前と整備後の、平成20年魚道整備後のデータがあるが、平成24年データです。それより新しいデータというのはないのでしょうか。

というのは、基本的には自然再生は長期間で見て、アダプティブなアプローチをとっていくということが重要なので、その体制を確保した上で事業の評価を行っていくことがとても重要で、モニタリングコストのようなものは当初の整備費に比べれば小さいが、わりとすぐ削られてしまったりとかがちなので、そういうものをきちんと確保しておくということをどこかに位置づけていただければと思います。

【事務局】 確かに平成24年のデータを載せてしまったんですけども、水辺の国勢調査等のデータをそのまま活用している部分がございます。その辺については、また整理をさせていただきたいと思います。

【事務局】 これは整備の直前と整備後のデータだけ載せていますが、データはとっているので、それもきちんとわかるようにいたします。

【委員長】 ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。どうぞ。

【委員】 鵜殿のヨシ原保全について、いずれの事業ももう前段階の委員会で十分に検討されてこうなっているので、あんまり細かいことは突っ込みたくないんですが、50年かけて鵜殿のヨシ原保全をされていますよね。これ、昭和41年ぐらいのデータで、ヨシ帯が十分あったと。それが、だんだんヨシ帯がなくなってしまって、カナムグラとか水があんまり来ないようなそういう植物が入り込んでいるという状況は、ここだけの、点の問題じゃなくて、上流域からの攪乱というものがなくなったことによって植生がどんどん変化しているので、切り下げて配水していただくということでヨシ原自体の生育環境はほぼほぼ整うとしても、それを維持していくというのはやっぱり大変です。

大変という意味は、植物というのはいろんな立地環境と時間経過の中で、どういう攪乱があってどういうものが入り込んでくるか。レキ河原だったらこういうものとか、たまわいて砂地だったら、このごろセイタカアワダチソウは衰退していますけど、カナムグラとかオオアレチノギクが入ってくるという、そういう植物なり生物の挙動というのは、今じゃなくて何十年という時間経過の中で変化していくので、ここをやって、それを維持していくというのはすごく大変だと思うんですね。

だから、ハード面で工事が終わって、もうこれで安心、ヨシ帯が再生できますとかいうものではなくて、かなり継続的に見ていかないといけないような事業だろうと思っていて、それで50年という時間をかけて取り組んでいられると思うんですけども、ハード事業だけで、点の事業だけで終わらないというところをどのように考えておられるかというのをちょっと補足、直接的な評価ではないのかもしれないですけども、その辺のお考えを聞かせていただければと思っております。

【委員長】 これは難しい質問ですので、お答えいただける範囲で。

【事務局】 おっしゃることはごもっともでございます。植物はどんどん遷移していきますし、川も上流側からの水、洪水であるとか土砂も流れてきますので、それがいろんな川の両側の市街地化等の影響もあつたりしますので、おっしゃられるように、しっかりとモニタリングをしていって、その変化を追いながら、定期的なモニタリングと専門家の方々にご意見をいただきながら、じゃ、今後こういうふうな形にしていきたいというのをしっかりと進めていくべきかなと考えております。

現在も、定期的にヨシ原の面積等も見ながら、経過を観察しているというところがございます。今のところ、安定しているのかなとは思っているんですが、おっしゃられるように変わりますので、その状況はしっかりと今後も見ていきたいと思っております。

【委員】 ありがとうございます。ハード事業が効果を発揮するかどうかというモニタリング調査を多分されていると思うので、その辺で軌道修正というか、点だけでは多分解決していかないの、上流域の様子とかも見ながら調整いただければ大変ありがたいと思っております。よろしく願いいたします。

【委員長】 ありがとうございます。

【委員】 資料の19ページ、「5. 関係自治体の意見等」の3/3ですが、奈良県知事の言葉の最後に、「河川環境を適切に維持されるようお願いいたします」という言葉があります。この意味はわかるんですが、維持をこちら側にお願いされているのでしょうか。そうする

と、この事業は一生終わらない事業になってくると思うんですね。そのあたり疑問に感じたので、教えてください。

【委員長】 これはいかがでしょうか。

【事務局】 我々がこの事業についての見解を求めたのに対して、各県がどういう思いを書いてきたというところまでは正直確認できておりませんが、この整備事業については奈良県域での工事は終わっているのです、これ自体は妥当だと思うけれども、プラスの要望として、この事業を離れたとしてもきちんと維持管理をしていってくださいねというご要望の話かなというふうに理解してございますが、我々の見解ではないものですから、それ以上ちょっと、どう受けとめていけばというのは難しいところがございます。

【委員長】 これに対しては、何か回答を出されるのでしょうか。

【事務局】 我々が見解を求めて回答いただいたものなので、やりとりとしては完結してございますので、あとは実務的にどういうことかを確認させていただきながら、適切に河川会議に上げさせていただきたいと思っております。

【委員】 というのは、整備費というのと維持管理費というところではまた違ってくると思いますので、この言葉があることによって、整備後の維持管理費がどのようになるのかなと思って質問させていただきました。

【事務局】 この事業に限らずですけれども、何か建設事業をするときに、これ、我々が事業費と書いているところと費用便益比のB/Cを出しているところの総費用というのはおそらく違う金が入っていると思うんですが、これは建設費用というイニシャルコスト、プラス維持管理費用まで見込んで総費用として見込んだ形で、建設している段階でも、その維持管理コストまで見込んだ費用というのをおおむね算出しているケースが多いかと思っておりますので、そういう意味では、今のこの事業自体は整備、その後のことではないんだけど、その後の維持管理費用まで含んでいるよねという評価にはなっているという構図でございます。

【委員】 前2人の委員のご意見、それから私の先ほどの発言を踏まえまして、もし可能でしたら、対応方針の原案の2行目に「事業進捗の見込みの視点から継続が妥当である」と書いてある部分を、例えば「視点から、順応的管理の体制を維持・確保しつつ継続が妥当である」とか、そういう文言が入れば、きちんとソフトも含めた体制が確保できるのかなと思っております。

【委員長】 といいますのは、このすぐ後に原案どおりでよろしいですかと聞きますので、

さわるとちょっと何ですが、これは今のご要望を入れることは可能ですか。

【事務局】 多分変えることができるのがこの委員会の場合だと思いますので。

【事務局】 具体的に言葉を固めてしまうとすると、「適切にモニタリングしながら継続することが大事である」とか、そういった表現でよろしいですか。

【委員長】 委員、原案をください。

【委員】 「維持・確保した上で」「しつつ」、どちらでも。

【委員長】 どこに入れるんですか。

【委員】 「事業の進捗の見込みの視点から、順応的管理の体制を維持・確保しつつ、継続が妥当であると判断できる」。

【委員長】 今、対応方針（原案）を読んでいます、「淀川総合水系環境整備事業は、事業の必要性等に関する視点、事業の進捗の見込みの視点から、順応的管理の維持・管理を」、何ておっしゃいましたか。

【委員】 「体制を維持・確保した上で継続が妥当である」。

【委員長】 「体制を維持・確保した上で継続が妥当であると判断できる」と。これについて、ご意見ありますか。なければ、このようにしたいと思います。

【委員】 そうなんですけど、これ、河川環境関連の事業は全てそれをやっているはずなんですよね。それをわざわざ書くかという議論だと思うんですよ。この事業については、逆にそれを書くということであれば、むしろそこがまだ問題であるから、そこについてもっとしっかりやりなさいという、そういう意見だろうと思うんですけども、そういうふうに理解していったほうがいいですか。僕は、そこは違っていい気がするんですけど。

【委員】 不十分というよりは、これは基本的に河川管理全体ではなくて、自然再生等の事業に限った問題であり、少なくともそこは強調できる部分ではないかというふうに思います。

従来は当たり前だから書いていなかったんだということであれば、当たりのことで重要なことは書き加えてもいいのかなというふうに思います。従来が悪かったということではなくて、むしろその体制が維持・確保できるようにという意味です。

【委員】 提案ですけど、議事録のほうに書いたらいいんじゃないですか、原案はこれで。事業としての継続性は説明された資料の限りにおいて妥当だと。ただ、環境整備については、先ほどの魚道の話も含めて継続的なモニタリングが必要だというご意見が出てきているので、それについては議事録において、そこをしっかりと書いてくださいということを書

いたらよろしいんじゃないでしょうか。

【委員長】 その対応ではいかがですか。

【委員】 私は絶対に書けと言っているわけではないので、総意として合意できる内容で結構です。議事録にはテイクノートは当然されると思いますが、こういうモニタリング予算は、全国的に言えばだんだん削られているため、書き込んでおくほうが確保につながると思いますけれども、そこはお任せします。

【委員】 じゃ、ちょっと質問をさせていただいたこともありまして。50年という事業の中で今25年、半分ぐらい来ているんですよね、これ。じゃないですか。たどったらそれぐらいですね。あと、終わりが令和25年とか書いてあったから、今、半分ぐらいの地点にいるということで、先ほどご説明いただいたように、これまでモニタリングをしながら、例えば鶴殿のヨシ再生についていえば、モニタリングしながら、じゃ、点じゃなくて、ちょっと見直しをしようかとか、そういう動きというのは今まであったのか。10年ごとの国調をもってモニタリングしていますとおっしゃっているのか。この事業について、どの程度モニタリングを事業に生かしてこられたかというのを、簡単でいいです、もう生かしていますとおっしゃったらそれでいいし、ちょっと生かし切れてなかったら、あえて一言入れていただければ大変ありがたいというふうには思っております。

【事務局】 鶴殿の件で一例として説明させていただければ、切り下げの高さであるとか、水の乗りぐあい、それは一旦切ってモニタリングをして、その後、どう切ろうかとか、しばらく水をどういうふうに流すかとか、水路の形、場所とか、そういったものをおっしゃられるようにモニタリングしながら、その都度その都度見直しながら事業を進めていったという経緯はございます。

ですので、ほかの案件も状況状況によって、淀川のほうでも魚道等の整備をしていますけれども、その上りやすさ等もモニタリングしていますので、それを見ながら見直してやってやっているという状況にございます。

【委員】 体制としては十分に自然再生というものを踏まえて、これまで取り組んでこられたということであればいいのかなと。

【委員長】 わかりました。

【事務局】 それでは、対応方針（原案）は、今おっしゃっていただいたことでも私どもとしても結構ではあるんですが、今までのスタイルというのもありますし、ほかの事業は事務的にやっていないのかという委員のご指摘もあるので、逆に提案をさせていただきます

すと、この対応方針（原案）の1つ上に、(2)で、事業進捗の見込みの視点という欄がありますが、「引き続き事業を推進し」と2ポツで書いていますけれども、「引き続き順応的管理体制を維持・確保した上で事業を推進し」と書かせていただくと、それを受けて、この事業見込みの視点からの中にも含まれる形になるのではないかと思いますので、どうでしょうか。

【委員長】 そうですね。議事録よりはより明らかで、いい案じゃないかなと思いますが、委員、いかがですか。

【委員】 結構です。

【委員長】 わかりました。それでは、そういう形で対応させていただくと。今のご指摘は、本来書くべきものは山のようにあるわけですが、どこからを特記するかということになると思いますので、それは前後の整合性もあろうかと思いますので、今回はそういう形で。それ以外のところについて、今後どうするかということを一般的に検討したいと思います。ありがとうございました。

【委員】 費用が増加した件について、今の話に関係しますが、順応的管理をやっているから、追加的なこういう事業が必要だという、そういうスタイルのものに多分なっているんだと思うんですね、本来的には。全体の淀川の環境の事業をやっている中で、こういうものがさらに必要だということによってやっていく中でできているということだと思えます。ただ、費用が増えたことは明確に書いてあるんですが、便益が増えた理由については何も書いてないんですね。事前説明のときにこれは説明いただいたと思うんです。だから、その理由を若干どこでもいいから、例えば11ページの欄外でもいいので、何かきちんと書いておいていただきたいんです。何か無用な疑念みたいなものが出てこないほうがいいわけですから。だから、変わったことについてちゃんと書いてもらうというふうにしてもらうといいなと思ひまして。ご検討いただければと思います。

【事務局】 わかりました。その辺、注釈を入れるようにさせていただきます。

【委員長】 これは前回の委員会でもかかった案件でもそうでしたけれども、やはり変化したものについては、なぜそれが変化したかというのがその資料が中である程度わかるようにつくっていただいたほうが、多分、読まれる方には便利ではないかなと思いますので、そうしていただければと思います。ありがとうございました。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、淀川総合水系環境整備事業の審議結果としまして、当委員会に提出された資

料、説明の範囲において、おおむね適切であり、対応方針（原案）のとおり、事業継続することが妥当と判断されるといたします。資料のほうには、先ほどご提案いただいたような手直しをお願いいたします。

（「異議なし」の声あり）

【委員長】 ありがとうございます。

■大和川総合水系環境整備事業

【事務局】 補足になりますけど、最後のページですが、先ほどと同様に、（２）のところは、順応的な管理のことを書かせていただきたいと思います。

【委員長】 ありがとうございます。

それでは、ご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

【委員】 この会議と趣旨が合っているのかどうかかわからないですけど、先ほどの件もそうなんですけれども、新規事業で採択されて、採択された事業自体には意味があるというのはよくわかるんですけども、そもそも、今回であればなぜ堺のここがというのはどういうふうにして決まってくるのか。あるいは、ほかにも整備すべき箇所がいろいろあるんでしょうけども、それぞれ皆、価値があるんですけども、ここがというところについて、もしか説明してもらえらるであればお願いしたいと思います。

【事務局】 ３ページ目になります。説明を端折り過ぎまして、すみません。かわまちづくり支援制度というものがございまして、市町村のほうで川を活かしてまちづくりをしていきたいというところで手を挙げていただいて、その中で大臣から登録があるという枠組みになってございまして、堺市さんのほうでこれまで議論をし、計画を策定されまして、今回登録されたというところがこの経緯でございます。

【委員】 堺以外でも、ほかでも事業があるわけですね。

【事務局】 はい。

【委員】 その優先順位というのはどういうふうに決まってくるんですか。

【事務局】 基本的に手を挙げていただいたところで審査をいただくという形になりまして、たくさん手が挙げれば当然その中で優先順位というののはつきますけれども、今回の大和川でいきますと、堺市さんが手を挙げられたと。

【委員】 ほかになかったということですか。

【事務局】 ええ。このタイミングでは、大和川ではほかにございませぬ。ただ、これま

で、大和川でも八尾市のあたりであるとか、かわまちづくりを何点か進めているところもございましたが、そのあたりは全て完了しております。

【委員】 複数手が挙げたときには、これまた評価をされているんですか。

【事務局】 例えば先ほどの淀川水系の中でも、和束町のかわまちづくりも新規ということになっています。全国的に見ると幾つか新規採択されているわけですが、まちづくりの視点で市町村が手を挙げてきて、川とまちを一緒につくりましょうねという計画、プランとしてオーソライズされてというか、これはモデル的にいいねと言われたものは、プラン、計画として大臣の認定を受けているということなんです。

ただ、計画を実行して事業をするということについては、事業評価の制度の中で、こういった場を通じて、事業としてやっていいよというお墨つきをもう一度もらわなきゃいけないということで、今回、お諮りしているということでございます。

【委員】 ちょっと質問です。そしたら、先ほどの件もそうですけども、先ほどの件も、そこが自治体のほうで調整して手を挙げてきておって、それをこちらのほうでやるということの採択はどこでやるんですか。

【事務局】 かわまちづくり、大体、年度末に計画としては認定を受けていまして、ですから、先ほどの淀川の中にあるものの今回の大和川の中にあるものも、昨年度末に計画としては認定を受けています。ただ、我々事業評価として受けたものではないので、昨年度末に計画としては大臣の登録を受けているんですけども、今年度は事業を実施しておらず、このプロセスを経て、来年度以降、実施してまいりたいと考えております。

【委員長】 げげんな表情をしておられますので。例えば、淀川水系は広いですよ、その中でいろいろ事業があって、それをどういうところをやって、どういう順番でやっていくのかという全体の計画があって、その後で多分、事業計画についての評価が出てくるのではないかなと思います。そこがわかるような説明をしていただければよろしいんじゃないかなと思います。

【事務局】 承知いたしました。我々河川管理者とすると、僕らは積極的にまちに出ていきたい気持ちもありますが、やはりまち側のほうから手を挙げて、一緒にやろうよといったものが計画としていいねとなると登録されるという、プロセスを踏んでいるということでございます。

【委員長】 ほか、いかがでしょうか。

【委員】 7ページ、委員がご指摘というか、おっしゃっていたところで、あわせてなん

ですが、整備期間プラス50年間とありまして、この50年間は、50年間の間モニタリングしますという50年ということでもいいのかどうかということの確認と、もう1つは、それに関連して、9ページにモニタリング計画ってあるんですね。私の世界だと、モニタリング調査というのをやって順応的管理をしていこうという発想を持つんですけども、モニタリング計画ということでもいいのかどうかということと、黄色の囲みがありまして、「整備に応じた効果を考慮した適切なモニタリングを実施する」というのは、多分、50年の間、順応的管理をしていきますよということなんだろうなと思うんですが、ちょっと言葉が不足していて、そのあたりの意味がわかりにくいので、補足説明いただければと思います。よろしくお願いたします。

【事務局】 まず、モニタリング計画と調査の関係ですが、モニタリング計画の中の図を見ていただきますと、「生物・物理環境の調査」というのが入っております、こういった調査をすることをひっくるめて計画と呼んでいるということでございます。

それから、先ほどの50年というところでいきますと、B/Cを出すに当たって、便益の継続する時間、それから維持・管理にかかる時間ということで50年間としておりまして、モニタリングも時々やっていくことではございますが、50年でとまるとかそういうことではなく、計算上の設定ということです。

【委員長】 よろしいでしょうか。

【委員】 じゃ、50年というのがB/Cをはじく上での仮値である。50年として想定したらこうですよという、そういうことであるということですね。モニタリング計画というのは一般に使うんですか。モニタリング計画というのは、この事業自体の計画をするときに、1年目というか初年度、出発するときに計画を立てますよね。ずっとPDCAで回ってきて、次にまた反映させるというところをもってモニタリング計画と言っておられるということですか。

【事務局】 PDCAサイクルも含めてモニタリングをしながら、計画自体も修正しながらといったところ、全体をひっくるめてモニタリング計画という言葉で説明させていただいております。

【事務局】 水辺の国勢調査なんかでもずっと順繰りにやっているの、この環境整備事業にかかわらず、ずっとやってまいります。ただ、このモニタリング、5年間というのが絵になっていますけれども、事業評価制度上、事業の終わった後に5年後までに事後評価というのを、再評価が終わって事業が終わったときに事後評価というのを5年でやること

になっているので、その節目みたいなものを書かせていただいています。この事業にかかわらず、河川として環境は大丈夫なのか、ちゃんと維持できているのかという視点での一般的なモニタリングというのはずっと継続させていただくつもりでございます。

【委員】 はい、わかりました。ありがとうございます。結構です。

【委員長】 ありがとうございます。

よろしいですか。まだ首をひねっておられる方もおられますが、手は挙がっておりませんので、よろしいでしょうか。

それでは、大和川総合水系環境整備事業について、審議結果といたしまして、当委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切であり、対応方針（原案）のとおり、事業継続することが妥当と判断されるといたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【委員長】 ありがとうございます。

■一般国道158号大野油坂道路（大野・大野東区間）

■一般国道158号大野油坂道路（大野東・和泉区間）

■一般国道158号大野油坂道路（和泉・油坂区間）

【委員長】 では、質問、ご意見をいただきたいと思います。

【委員】 この事業はトンネル区間が大変多くて、しかもコストがかなり増加している。仮にこのような高速ネットワークが必要であったとした場合でも、もともとのルート選定自体が妥当であったのかという疑問を抱かざるを得ない、そういう案件ではないかと思えます。やはり事業が始まってしまいますと、変更できる余地というのは少なくなってまいりますので、ルートの選定段階で代替案の検討というものをきちんとやっていくということが必要だと思います。そのことが1点ですが、これはこの事業評価の問題というよりも、社会資本重点整備計画レベルの問題かとは思っています。

それと、事業評価に当たりましては、インフラ整備というのは長期のもので、将来予測をきちんと踏まえた評価をしなければならないところ、9ページで社会情勢等の変化に関しまして使われているデータを見ると、人口推移も現在までの人口推移で、さらに問題なのは、これはこの事業だけではなくて一般的な話なんですけれども、一応申し上げておきますと、交通センサスが平成22年のものが使われていて、10年以上前のものをもとにこれからの事業を行うということになります。しばらく前までは平成17年を用

いていたのでまだましではないかといえはそうなんですけれども、もう既にその後の平成27年の調べも終わっているんで、国交省全体がそうになっているとはいえ、やはり最新データに基づいて評価しない限り、合理性がなくなってしまうのではないかと。Society 5.0を政府が掲げていますけれども、最新データの使用は3.0ぐらいの話じゃないかと思しますので、そういう体制の変更というものは求められる点だと思います。

この事業に関していえば、ここまでできてしまうと、高速ネットワークというのは途中で切れてしまうと意味がなくなってしまうので、この点では仕方がないと言いたいような事業という気がいたします。

【事務局】 1点目について、ルートの設定のときですね。当初、もちろん幾つかの複数のルートまで大きくつなぐという前提で複数のルートと比較して、大まかな地質やアクセス性とか、さまざまな条件を見据えた上で選定させていただいて、我々としてはこれが最善と思って始めた事業でございます。

2点目も非常に悩ましい点でございます、私が答えられるかどうかはあるんですが、今の段階では、わかっている制度のもと、平成22年のセンサスを用いて将来の交通量を、今、令和12年の交通量を全国的に用いて、その交通量のもとで、将来の推計のもとで事業を進めていって、それでも一定の効果が見込めるとして進めさせていただいております。

【委員長】 よろしいでしょうか。

【委員】 今の委員のお話、若干やっぱり気をつけて発言されないといけないと思うんですね。平成22年のデータを使って20年後の予測をしていますので、将来の交通量の変化を考えてないのかと言われたら、考えているはずなんですよね。そういう意味でいったら、そこについて全般的にわからないという議論は、ちょっとこの場ではよくないんじゃないかなと私は個人的には思います。

それから、ルート選定の時点で云々という議論もありますが、ここの中でも、確かにこれは事業評価全体の問題ですけれども、10ページを見ますと、ここで、福井一首都圏間の所要時間が大幅に短縮するという結果が出ているんですが、これ自身はいくら一体評価をするといっている、今の事業評価の中に反映できていないわけですよ。この部分がなければどうなのかという議論は、言い方を変えれば、この大きなネットワークの中で何ができるかという視点を抜きにして議論できないわけで、そういう観点からすると、確かにこの中の若干のルート変更で費用が安くできた場合があったのかもしれないけれども、ここに出されている資料の中では、少なくともそういう可能性はないとおっしゃっている

わけで、それを良しとするならば、やはりこれはそもそも問題だったということを客観的に実証するような内容はないのではないかと思うんですね。そうすると、そこまでの議論もちょっと言い過ぎかなという気はいたします。

したがって、だからこれが良いんだということになるかどうかは別ですが、これが費用増加してしまうことに関しての全般的な改善に関しての議論というのは前回、前々回の中でも議論されてきているわけですから、そのあたりの全体としての見直しというのは必要であることは確認できるとしても、やはり一定程度ここでの議論という話の中で、そもそもこの事業はやるべきではなかったのではないかみたいな話は、ちょっと違うんじゃないかなと僕は思うんですが、いかがですかね。

【委員】 まず、第1点の将来予測に関して、将来予測しているという意味がよくわかりませんでした。基本的には、9ページを見ましても、世帯数の推移も平成30年度までしか書いていませんし、交通の将来予測をどこまで何をもってされているというふうにおっしゃったのかよくわかりませんでした。

それから、2点目に関しましては、私はこの事業がそもそも間違っていると言っているのではなくて、ルート選定のときの検討の仕組みというものがきちんと担保されていかなければ合理性が判断できないということです。選定のときの仕組みの話をしているのです。これも国全体の話で、ここだけの話ではありませんが、最終的によいか悪いかという記述が、3行ぐらいで書いてあるのが定型的なパターンであるというお話でした。けれども、諸外国でこういう事業の必要性などを、事業評価だけではなくて、当初のときもそうなんですけれども、決定するときにはそれをA4・3枚ぐらいで説明する。それを正式の文書として決定しています。そういう形で説明責任を果たすことが必要ではないかという仕組みの問題として申し上げます。個別の事業の妥当性に関していいとか悪いとかということをおっしゃっているのではなくて、結果から見ると、選定に合理性があったかどうかかが疑われるような金額の増加になっているので、そういうことがないように、きちんと説明責任を果たすような改善が必要ではないかという趣旨でございます。

【委員長】 私の見解は、どちらがおっしゃることももっともだと思います。ただ、問題は、この事業評価という委員会の場で、どこまでの説明責任を果たす資料をどういう形で出すのが適切なのかということについては、もう少し一般的に議論をしたいと。懇談会もこの後やりますので、そここのところで調整して、個別事業の中の話ということではない形にしたいと思います。よろしいでしょうか。

【委員】 トンネルの話が前回も出ているので、ここだけに限らず、しっかりレビューしてほしいというのが1点で、そういうふうになると、今回、全体の中のトンネル区間がすごく長いわけですね。ですから、今回出されている区間というのが代表性をどれぐらい持っているかというところがそういう意味ではちょっとわからなくて、一番厳しいところを出しているのか、平均的なところを出しているのか、その辺がこれだけではわからないので、そういうことも含めて、今日はもう時間がないので、しっかりそういう場をぜひ持ってくださいということです。

【委員長】 ありがとうございます。

最初に出てきましたネットワーク全体としての評価もここには反映できないと。それはそういう仕組みに今なってしまうということだけを認識して、今回は終わりたいと思います。ということで、結論に行きたいと思いますが、よろしいでしょうか。

では、資料No.6、一般国道158号大野油坂道路の3区間の審議結果ですが、当委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切であり、対応方針（原案）のとおり、事業継続することが妥当と判断できるといたします。

（「異議なし」の声あり）

【委員長】 ありがとうございます。

■神戸港国際海上コンテナターミナル整備事業

【委員長】 それでは、ご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

【委員】 すごく身近な質問で申しわけないんですが、大阪の夢洲を拝見したときに、すごくトラックの渋滞が激しくて、こういう荷さばき地の改善とかいろいろな事業というもののキャパが増えたときに、トラックの渋滞みたいな、着いてからの物質輸送というか、そのあたりも改善されるというような受けとめでよろしいのでしょうか。

【事務局】 今現在、実はこのPC-18につきましても、コンテナターミナルの外側でコンテナターミナルに入るのを待っているトラックが発生しています。これは要するにターミナルの中の処理能力が落ちているからということでございまして、今回、ターミナルの中の処理能力を向上させることによって、この渋滞を減らす効果も期待しておりますが、これについては費用便益にはどう反映するかわかっておりませんので便益には計上しておりませんが、この解消も少しは狙っているということでございます。

【委員】 ありがとうございます。

【委員長】 ご質問は、局部的な話ですか。それとも、もっと周辺部もという話ですか。

【委員】 いや、周辺というか、入ってからというか、ハード事業との関係です。

【委員長】 わかりました。ありがとうございました。

ほか、いかがでしょうか。

今回の資料、随分改善していただいたんですけども、全般的にやはり、こういった港湾事業にかかわらず、国土交通省が行っている社会資本整備事業というのは、まずは国民のため、国民経済あるいは社会的公正を高めるためにやっているという、そのために具体的にこういうことをやっていますよということがわかるような資料にさせていただくと大変よろしいんじゃないかなと思います。今回、そのようになり変えていただき、どうもありがとうございました。これからもこのようにしていただけたらと思います。

ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、神戸港国際海上コンテナターミナル整備事業について、当委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切であり、対応方針（原案）のとおり、事業継続することが妥当と判断されるといたします。よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

【委員長】 ありがとうございました。

大分時間を超過してしまいましたが、本日の審議事項については以上で終わります。委員の皆様、長時間の審議等、お疲れさまでした。一旦、事務局にマイクをお返しいたします。

【事務局】 長時間にわたりまして、ご審議ありがとうございます。

それでは、ここで、議事録の速報版を確認していただきたいと思います。すぐ配付させていただきます。

委員長、改めて進行をお願いいたします。

【委員長】 それでは、事業評価監視委員会審議議事録（速報版）の確認及び修正を行います。

お手元に配付されました議事録（速報版）案について、確認をお願いいたします。

いかがでしょうか。先ほどの資料の追記等についても書いていただいております。もう少し確認の時間をとりますので、確認を終わられた方は目で合図をお願いします。よろしいでしょうか。

【委員長】 ご異論ございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

では、議事録(速報版)につきましては、お手元の資料のとおり確認いたしました。

そのほか、事務局から皆さんにお知らせすることはございますでしょうか。

【事務局】 手短にお知らせしたいと思います。

冒頭の資料の紹介の中に含まれてございますが、前回第2回委員会の資料の修正版でございます。こちらにつきましては、修正した上で、この資料をホームページにて公表させていただきたいと思っております。ご了承いただければと思います。

以上でございます。

【委員長】 ほか、委員から何かございますでしょうか。

ないようでしたら、本日の審議を終了いたしますので、事務局にマイクをお返しします。

【事務局】 それでは、以上をもちまして、令和元年度第3回近畿地方整備局事業評価監視委員会を閉会いたします。委員の皆様、どうもありがとうございました。

【議事録終わり】